

(1) 外国子会社合算税制等の見直し

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について、次の見直しを行います。

① 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を 20%以下（現行 25%以下）に引き下げます。

また、トリガー税率の計算における非課税所得の範囲から除くこととされている配当等に、外国法人の所在地国の法令により、二重課税排除を目的としたものとして株式保有割合要件以外の要件により所在地国の課税標準に含まれないこととされる配当等を追加します。

② 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を 10%以上（現行 5%以上）に引き上げます。

③ 特定外国子会社等の適用除外基準について、次の措置を講じます。

イ 事業基準に関し、適用除外とならない「株式等の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式等」から除外します。

ロ 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとしします。

ハ 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の 10%相当額を控除する措置を廃止します。

(注1) 統括会社とは、次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。

- 1 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること
- 2 二以上の被統括会社を有し、その被統括会社の事業を統括する業務として一定のものを行っていること
- 3 所在地国において統括業務に係る固定施設及び統括業務を行うに必要な従業者（専ら統括業務に従事する者であって、当該特定外国子会社等の役員を除きます。）を有すること

(注2) 被統括会社とは、次のすべての要件を満たす外国法人をいいます。

- 1 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有し、かつ、議決権の25%以上を直接に保有する当該統括会社の関連者（非関連者基準における関連者であって、外国法人に限るものとし、内国法人等の同族関係者に係る関連者を除きます。）であること
- 2 所在地国において、実体のある事業活動を行っていること

(注3) 内国法人等に係る特定外国子会社等が統括会社に該当する場合には、当該特定外国子会社等が行う統括業務の内容及び被統括会社との資本関係図等を確定申告書に添付しなければならないこととします。

④ 特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度の導入

特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、次に掲げる所得（以下「資産性所得」といいます。）を有する場合には、当該資産性所得について、内国法人等の当該特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税します。

イ 株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における株式等の譲渡に限ります。）による所得

ロ 債券の利子に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における債券の譲渡に限ります。）による所得

ハ 工業所有権及び著作権（出版権及び著作隣接権を含みます。）の提供による所得（特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除きます。）

ニ 船舶又は航空機の貸付けによる所得

ただし、特定外国子会社等の資産性所得の合計額が当該特定外国子会社等の税引前所得の5%相当額以下である場合又は特定外国子会社等の資産性所得に係る収入金額の合計額が1,000万円以下である場合には、本措置は適用しないこととします。

(注1) 資産性所得の金額は、当該特定外国子会社等の課税対象金額を上限とします。

(注2) 資産性所得に係る収入金額から直接経費（収支の関係が明らかかなものに限ります。）を控除します。ただし、株式等の配当等及び債券の利子については、当期の支払利息を按分した金額の控除を認めます。

(注3) 特定外国子会社等が行う事業（事業基準に掲げる事業を除き

ます。)の性質上、基本的かつ重要で欠くことのできない業務から生ずる上記イ及びロの所得を除きます。

- ⑤ 内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととします。

イ 当該外国法人が他の外国法人（合算対象とされた金額を有さない者を除きます。）から受けた配当等の額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額

ロ 当該他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額

- ⑥ 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、上記①、③ハ、④及び⑤と同趣旨の改正を行います。

- ⑦ その他所要の措置を講じます。

(注) 上記の改正は、特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。ただし、上記⑤は、内国法人の同日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等について適用します。

(2) 移転価格税制の見直し

国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、次の見直しを行います。

- ① 移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等を運用において明確にします。

- ② 移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲を、次の区分に基づき、明確にします。

イ 国外関連取引の内容を記載した書類

ロ 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類

(3) 外国税務当局との情報交換

外国税務当局との情報交換に関し、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、情報提供と守秘義務の関係を整理することによって一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等の相手国の税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設します。

(4) 租税特別措置

[国税]

(廃止・縮減等)

- 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を撤廃します。
 - イ 指定民間国外債制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止します。
 - ロ 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとしします。
 - (イ) その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債
 - (ロ) 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者が有する当該民間国外債
 - (注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。
 - ハ 国内金融機関等が支払を受ける上記ロ(イ)又は(ロ)に該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除します。
 - ニ 民間国外債の発行者が提出すべき書類、特定民間国外債制度における利子受領者情報等について、所要の措置を講じます。
- (注) 上記ロからニまでの改正は、平成22年4月1日以後に発行される民間国外債について適用します。

(延長・拡充等)

- ① 振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置を講じます。
 - イ 次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当するものに限り、）は、適格外国証券投資信託に該当するものとしします。

- (イ) その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの
 - (a) 当該受益権の国内における募集が公募のみにより行われること
 - (b) 上記(a)の受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されること
 - (ロ) その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投資信託（上記(イ)に該当するものを含みます。）の信託財産としてのみ取得される外国投資信託
 - ロ 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等（利子が支払われるものに限ります。）の償還価額と取得価額との差額について所得税及び法人税を非課税とし、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について法人税を非課税とします。
 - ハ 振替国債等の利子の課税の特例等に係る適用手続について、次の措置を講じます。
 - (イ) 適格外国仲介業者の承認制度について、源泉徴収義務者ごとの承認から振替機関ごとの承認とし、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者又は外国法人ごとの取引内容の報告及び各人別帳簿の作成を不要とします。
 - (ロ) 非課税適用申告書について、源泉徴収義務者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座管理機関又は適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出するとともに、非課税のための口座の設定の確認等の事務が適正に行われると認められる特定口座管理機関について承認を受けるものとしてします。
 - (ハ) 所有期間明細書について、特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするとともに、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これを基に特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出するものとしてします。
 - ニ 非課税のための口座の設定手続等について、所要の措置を講じます。
- (注) 上記の改正は、原則として、平成 22 年 6 月 1 日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について適用します。

- ② 海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度を創設します。
- イ 非居住者又は外国法人が平成 25 年 3 月 31 日までに発行される振替社債等（利子が支払われるものに限り、その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。）につき支払を受ける利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、所得税及び法人税を非課税とします。
- ロ 上記イの措置は、振替社債等又は特定短期社債の発行者と特殊の関係のある者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しないこととします。
- （注）発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある者等をいいます。
- ハ 非課税措置の適用手続、振替社債等又は特定短期社債の発行者が提出すべき書類等について、所要の措置を講じます。
- （注）上記の改正は、原則として、平成 22 年 6 月 1 日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子及び同日以後に発行される特定短期社債の償還差益について適用します。
- ③ 外国組合員に対する課税の特例について、本特例の適用要件における「業務の執行」は、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まないものとします。

5. 資産課税

(1) 住宅関係

〔国税〕

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じます。
- イ 非課税限度額（現行 500 万円）を次のように引き上げます。
- (イ) 平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円
- (ロ) 平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円
- ロ 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限定します。
- ハ 適用期限を平成 23 年 12 月 31 日（現行 平成 22 年 12 月 31 日）までとします。

(注) 上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。ただし、平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、上記の改正前の制度と選択して適用できることとします。

- ② 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（現行 1,000 万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を 2 年延長します。
- ③ 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を 2 年延長します。
- ④ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象から施行再建マンションに関する権利について必要な登記を除外した上、その適用期限を 2 年延長します。

(2) 租税特別措置等

[国税]

(廃止・縮減等)

- ① 次に掲げる特別措置について、適用期限の到来をもって廃止します。
 - イ 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
 - ロ 漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
 - ハ 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
 - ニ 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ② 独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、期限が到来したため、その規定を削除します。

- ③ 独立行政法人農林漁業信用基金がその成立の時に旧法人（農林漁業信用基金）から承継した権利又は資産に係る登記又は登録に対する登録免許税の免税措置を廃止します。
- ④ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえ、次の見直しを行います。
- イ 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行 200 ㎡まで 50%減額）を適用対象から除外します。
 - ロ 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定します。
 - ハ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算します。
 - ニ 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを明確化します。
- （注）上記の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用します。
- ⑤ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の登記にあっては軽減税率が適用される資本金の額の上限を 3,000 億円までの部分とした上、その適用期限を 2 年延長します。
- イ 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記
 - ロ 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記
- ⑥ 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税措置については、次のとおり軽減措置とし、その適用期限を平成 23 年 3 月 31 日までとします。
- イ 資本金の額の増加の登記（政府出資部分に限ります。）
 - 1,000 分の 1 （本則 1,000 分の 7）
 - ロ 土地の所有権の保存登記
 - 1,000 分の 0.5 （本則 1,000 分の 4）
 - ハ 土地の所有権の移転登記

1,000分の3 (本則1,000分の20)

ニ 土地の賃借権等の設定登記

1,000分の1.5 (本則1,000分の10)

⑦ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所有権の保存登記及び抵当権の設定登記に係る軽減税率を1,000分の3(現行1,000分の2.5)に引き上げた上、その適用期限を2年延長します。

⑧ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地を除外するとともに、所有権の移転登記の軽減税率(現行1,000分の8)にあっては、次の見直しを行った上、その適用期限を3年(質権又は抵当権の移転登記にあっては1年)延長します。

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の8

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の11

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1,000分の13

(延長・拡充等)

① 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行います。

② 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長します。

③ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長します。

〔地方税〕

（廃止・縮減等）

〈固定資産税・都市計画税〉

- ① 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ② 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③ と畜場において設置される牛海綿状脳症（BSE）対策実施のための一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ④ 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ⑤ 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ⑥ 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ⑦ 阪神・淡路大震災による被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ⑧ 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止します。
- ⑨ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る

る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。

- ⑩ 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ⑪ 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ⑫ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ⑬ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ⑭ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止します。
- ⑮ 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を4年延長した上、廃止します。
- ⑯ 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止します。なお、対象について、資本金の額又は出資金の額が50億円未満の事業者が取得するものに限定するとともに、加入者系無線アクセス通信用無線設備及び衛星インターネット通信用無線設備を除外し、一定のIPv6対応設備について課税標準を最初

の5年間価格の5分の4として追加します。

- ⑰ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止します。
- ⑱ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止します。なお、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の5年間価格の4分の3（現行3分の2）とします。
- ⑲ 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止します。
- ⑳ 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止します。
- ㉑ 外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を3年延長した上、廃止します。なお、平成10年3月31日までに取得したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の3分の2（現行2分の1）とし、旧外貿埠頭公団から承継したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の5分の4（現行5分の3）とします。
- ㉒ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。
 - イ 対象から鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、廃油焼却施設、廃プラスチック類破

碎施設、廃プラスチック類焼却施設、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水を処理するための施設、水質汚濁防止法の特定事業場に係る地下水の水質を浄化するための施設及び優良更新施設を除外します。

- ロ 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とします。
 - ハ 産業廃棄物処理施設については、対象を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処理施設に限定した上、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とします。
 - ニ 下水道除害施設については、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とします。
- ⑳ 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。
- イ 対象から建設混合廃棄物選別装置、廃木材破碎・再生処理装置及び空びん洗浄処理装置を除外します。
 - ロ 自動車部品再利用製品製造設備については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の5分の4、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の6分の5（現行4分の3）とします。
 - ハ 食品循環資源再生処理装置については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の4分の3、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の5分の4（現行3分の2）とします。
- ㉑ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長します。

- ②⑤ 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の5分の3（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長します。
- ②⑥ 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1（現行最初の5年間価格の3分の1、その後5年間価格の3分の2）とした上、その適用期限を2年延長します。
- ②⑦ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とした上、その適用期限を2年延長します。

〈不動産取得税〉

- ②⑧ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ②⑨ 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑩ 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑪ 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑫ 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置を廃止します。

- ③③ 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止します。
- ③④ マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除きます。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑤ 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限ります。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑥ 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において、一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑦ 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ③⑧ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等により譲渡を受けた当該事業の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止します。
- ③⑨ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。

- ④⑩ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち、公益社団・財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ④⑪ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止します。
- ④⑫ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止します。
- ④⑬ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止します。
- ④⑭ 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6年延長した上、廃止します。なお、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの取得については当該不動産の価格の2分の1、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの取得については当該不動産の価格の3分の1、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの取得については当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除します。
- ④⑮ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用

に供するものを除きます。)に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止します。なお、対象地域から認定中心市街地を、対象用途から料理店・遊技場・公衆浴場を除外します。

- ④⑥ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い、日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止します。
- ④⑦ 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合を除外します。

〈事業所税〉

- ④⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止します。

〈特別土地保有税〉

- ④⑨ 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止します。

(延長・拡充等)

〈固定資産税・都市計画税〉

- ① 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。
- ② 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限

を1年延長します。

- ③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長します。
- ④ 長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長します。
- ⑤ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長します。
- ⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を1年延長します。
- ⑦ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長します。
- ⑧ バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長します。
- ⑨ 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長します。
- ⑩ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業

再構築事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。

- ⑪ 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を撤廃します。
- ⑫ 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、200 t以上の航空機又は200 t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2未満の航空機の課税標準を最初の3年間価格の3分の2、200 t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機の課税標準を最初の5年間価格の5分の2（現行130 t以上の航空機の課税標準は最初の3年間価格の3分の2、130 t未満の航空機の課税標準は最初の3年間価格の2分の1）とした上、その適用期限を2年延長します。
- ⑬ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1とする措置を2年間講じます。

〈不動産取得税〉

- ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長します。
- ⑮ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。
- ⑯ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。

- ⑰ 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を2年延長します。
- ⑱ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長します。
- ⑲ 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団・財団法人が、外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税の納税義務の免除措置等について、出入国管理及び難民認定法の改正による在留資格である「留学」と「就学」の一本化に伴い、所要の措置を講じます。
- ⑳ 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して、一定の要件を満たす場合には、その残余財産に係る不動産取得税について非課税とする措置を講じます。

<国有資産等所在市町村交付金>

- ⑳ 東京国際空港緊急整備事業により取得される一定の固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置の適用期限を1年延長します。

(3) その他

[国税]

- ① 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、現行の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を踏まえ、次の見直しを行います。
 - イ 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします。
 - (イ) 解約返戻金相当額
 - (ロ) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

(ハ) 予定利率等を基に算出した金額

ロ 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額とします。

(注1) 上記イの改正は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利（当該期間内に締結した契約（確定給付企業年金等を除きます。）に係るものに限ります。）及び平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

(注2) 上記ロの改正は、平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

② 相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（現行70歳）に達するまでの年数とします。

(注) 上記の改正は、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用します。

③ 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の法律改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とします。

④ 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の省令改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とします。

⑤ 保険法の制定により、保険契約の締結時に交付する書面に関する規定が新たに設けられたことから、印紙税の課税物件である「保険証券」の範囲について明確化を図ります。

⑥ 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構を登録免許税法別表第二（非課税法人の

表)及び印紙税法別表第二(非課税法人の表)に追加します。

[地方税]

- ① 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散に伴い、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について所要の措置を講じます。
- ② 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び不動産取得税の減額措置並びに当該事業所に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加します。
- ③ 自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について所要の規定の整備を行います。
- ④ 土壌汚染対策法の改正に伴い、固定資産税及び特別土地保有税について所要の規定の整備を行います。

6. 消費課税

(1) 燃料課税

- ① 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。
- ② 現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、揮発油税、地方揮発油税については、現在の税率水準(両税計53,800円/k_l。以下同じ。)を維持することとし、軽油引取税についても、現在の税率水準(32,100円/k_l)を維持することとします。
- ③ ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずることとします。

具体的には、ガソリン価格が一時180円/ℓ台に達した平成20年度上半期の平均価格も勘案し、一定の価格水準(発動基準価格)を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に上回る

場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講じます。

上記の場合において、現在比較的安定的に推移している足元のガソリン価格の水準も勘案し、一定の価格水準（解除基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に下回った場合には、元の税率水準に復元する仕組みとします。

これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後、速やかに具体化を図ることとします。

（２）車体課税

〔国税〕

- ① 自動車重量税に係る現行の 10 年間の暫定税率は廃止することとします。
- ② 当分の間の措置として、自動車重量税について、次の見直しを行います。
 - イ 次に掲げる自動車については本則税率を適用します。ただし、平成 24 年 4 月 30 日までの間は、下記③の措置により免税となっています。
 - (イ) 電気自動車
 - (ロ) 車両総重量が 3.5t 以下の天然ガス自動車であって平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの
 - (ハ) 車両総重量が 3.5t を超える天然ガス自動車であって平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
 - (ニ) プラグインハイブリッド自動車
 - (ホ) ハイブリッド自動車（車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックを除く。）で平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成 22 年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成 17 年度燃費基準値）より 25%以上燃費性能の良いもの
 - (ヘ) ハイブリッド自動車（車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックに限る。）で平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成 27 年度燃費基準を満たすもの
 - (ト) 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車

に限る。)

- ロ 上記イに掲げる自動車及び下記ハに掲げる検査自動車以外の自動車の税率を別紙5に掲げる税率とします。
 - ハ 新車新規登録から18年を経過した環境負荷の大きい検査自動車について、暫定税率廃止前の現在の税率水準を引き続き適用することにより、その他の自動車に比べ、適用される税率をより重くすることとします。
- ③ 一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車について平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間の措置として講じられている自動車重量税の免税措置及び軽減措置は維持します。
また、この軽減措置の対象に、次のとおり追加します。
- イ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの 税額を75%軽減
 - ロ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン車のバス・トラック等であって平成17年排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの 税額を50%軽減
- ④ 上記②ロの表に掲げる税率が適用となる検査自動車であって、上記③の軽減措置の対象となるものに係る税額については、上記②ロの表に掲げる税率で計算される税額に軽減割合を乗じて計算した金額とします。
- ⑤ 原油価格の異常高騰時の対応については、(1)③の措置と併せ、今後、速やかに検討します。

〔地方税〕

〈自動車重量譲与税〉

- 上記〔国税〕②の課税措置が継続する間の自動車重量譲与税の譲与割合を自動車重量譲与税法附則において1,000分の407とします。

〈自動車取得税〉

- ① 自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。
- ② 地球温暖化対策の観点から、自動車取得税について、次の措置を講じます。
 - イ 当分の間、現在の税率水準（100分の3。自家用の自動車で軽自

自動車以外のものの取得に対して課する税率は 100 分の 5。) を維持することとします。

- ロ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車に限ります。)について平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の措置として講じられている自動車取得税の非課税措置及び軽減措置については、当該自動車の普及に相当の効果があること、同措置による減収について特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続します。

また、この軽減措置の対象に、次のとおり、車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のバス・トラック等であって、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車を追加します。

- (イ) 平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすディーゼル車 税率を 75%軽減
 - (ロ) 平成 17 年ガソリン車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成 27 年度燃費基準を満たすもの 税率を 75%軽減
 - (ハ) 平成 17 年ガソリン車排出ガス基準値より 50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成 27 年度燃費基準を満たすもの 税率を 50%軽減
- ハ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限ります。)に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を追加した上、2 年延長します。
- (イ) ロ(ロ)に該当する自動車 取得価額から 30 万円を控除
 - (ロ) ロ(ハ)に該当する自動車 取得価額から 15 万円を控除
- ③ 原油価格の異常高騰時の対応については、(1) ③の措置と併せ、今後、速やかに検討します。

(3) たばこ税

- ① 第 3 章 7. (2) の方針に沿って、平成 22 年度において、国と地方のたばこ税の税率を次のように引き上げます。

イ 旧 3 級品以外の製造たばこ

		現 行	改正案
国のたばこ税	1,000 本につき	3,552 円	5,302 円
地方のたばこ税	1,000 本につき	4,372 円	6,122 円
〔	道府県たばこ税	1,000 本につき	1,074 円
	市町村たばこ税	1,000 本につき	3,298 円
〕			4,618 円

合計	1,000本につき	7,924円	11,424円
----	-----------	--------	---------

ロ 旧3級品の製造たばこ

		現行	改正案
国のたばこ税	1,000本につき	1,686円	2,517円
地方のたばこ税	1,000本につき	2,075円	2,906円
〔道府県たばこ税	1,000本につき	511円	716円
合計	1,000本につき	3,761円	5,423円

(注1) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいいます。

(注2) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率を1,000本につき11,424円(現行7,924円)に引き上げます。

(注3) 上記イについては、過去の実績からすれば、1本につき5円程度の価格上昇が見込まれます。

- ② 上記の改正は、平成22年10月1日から適用します。
- ③ 手持品課税を行います。
- ④ その他所要の措置を講じます。

(4) 租税特別措置等

[国税]

(廃止・縮減等)

- ビールに係る酒税の税率の特例措置について、軽減割合を15%(現行20%)に引き下げた上、その適用期限を3年延長します。

(延長・拡充等)

- ① 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を1年延長します。
- ② 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置について、特例税率を1,000本につき10,500円(現行7,000円)に引き上げた上、その適用期限を1年延長します。

(注) 上記の税率の改正は、平成22年10月1日から適用します。

- ③ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を2年延長します。

- ④ 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を1年延長します。

[地方税]

(廃止・縮減等)

<自動車税>

- 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、軽減対象の見直しを行った上、2年延長します。

イ 環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、平成22年度ガソリン車燃費基準値（ディーゼル車にあっては平成17年度ディーゼル車燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率を概ね100分の50軽減します。

ロ 環境負荷の大きい自動車

平成22年度及び平成23年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。）について、その翌年度から次の特例措置を講じます。

(イ) ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課します。

(ロ) ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課します。

(延長・拡充等)

<自動車取得税>

- ① 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長します。

- ② 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外の

ものに限ります。)に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を平成 22 年 8 月 31 日まで延長します。

- ③ 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限を延長します。

イ 車両総重量が 3.5 t を超え 12 t 以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から 100 分の 2、平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から 100 分の 1 を軽減します。

ロ 車両総重量が 12 t を超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から 100 分の 1 を軽減します。

- ④ 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から 100 分の 1 を軽減する特例措置を講じます。

(5) その他

[国税]

- ① 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化

消費税の課税の適正化の観点から、調整対象固定資産の取得に係る仕入控除税額が過大であった場合に減額する調整措置の対象となるよう、次の見直しを行います。

イ 事業者免税点制度の適用の見直し

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます。）中に、調整対象固定資産を取得した場合には、当該取得があった課税期間を含む 3 年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととします。

(イ) 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用

を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間（２年間）

(ロ) 資本金 1,000 万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間（２年間）

(注 1) 上記の改正は、(イ)に該当する場合には平成 22 年 4 月 1 日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用し、(ロ)に該当する場合には同日以後設立された法人について適用します。

(注 2) 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で 100 万円（税抜き）以上のものをいいます。

ロ 簡易課税制度の適用の見直し

イにより、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととします。

② 特定輸出貨物に係る保税地域間の運送について、消費税が免税とされる輸出類似取引の範囲に追加します。

③ 資金決済に関する法律の制定に伴い、いわゆるサーバ型前払式支払手段につき、消費税が非課税とされる物品切手の対象範囲に含まれることとする規定の整備を行います。

④ 日豪物品役務相互提供協定（仮称）の締結を前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については消費税を課さないこととします。

[地方税]

① 軽油の受渡しの当事者間で相手方を確実に認識できることとする等商品取引所の規則において必要な措置が講じられた軽油先物取引について、軽油引取税を適切に課税できるよう、都道府県に対する周知等の措置を講じます。

② 軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。

③ 市町村たばこ税の課税の適正化の観点から、当該市町村に営業所

を有する製造たばこの小売販売業者に対する一定の補助金等を禁止するとともに、昼間流入人口を含む成人人口一人当たりの市町村たばこ税額が全国平均の3倍を超える場合にその超える市町村たばこ税額に相当する金額を都道府県に交付する制度について、その基準を3倍から2倍に引き下げます。

7. 市民公益税制（寄附税制）

〔国税〕

（1）認定NPO法人に係る措置

国税庁が行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととします。併せて、認定手続の簡素化等を図るため、次の見直しを行います。

① 初回の認定を受けようとするNPO法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年（原則5年）とすることができる特例の適用期限を1年延長します。

② 認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等について、次のとおり簡素化します。

イ 寄附者名簿について、初回の認定に係る申請書の添付書類であることを明確化するとともに、各事業年度の報告書類から除外し、5年間保存することを義務付けます。

（注）これに伴い、上記の保存義務違反を認定の取消事由に追加します。

ロ 事業報告書等の所轄庁から入手することができる書類を申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類から除外し、国税庁長官が所轄庁からこれらの書類又はその写しの提出を受けることとします。

（注）これに伴い、NPO法人が特定非営利活動促進法の規定により所轄庁に対し事業報告書等の提出をしていることを認定要件に追加します。

ハ 「報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項」を閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外します。

ニ 「社員の親族割合又は特定法人等割合に関する事項」を閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外します。

ホ 「財産の運用及び事業運営の状況等」の書類について、2回目以降の認定申請の際には、既に各事業年度の報告書類に記載した事項

の記載を不要とします。

- へ 認定要件の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考書類としてNPO法人が提出を求められる書類をより明確化する観点から、国税庁の「認定NPO法人制度の手引」等にその事例を明示するなどの施策を講じます。
- ③ NPO法人の認定申請の標準処理期間（6月）を設定し、これを国税庁のホームページで公表します。
- ④ 各都道府県庁所在地にある税務署にNPO法人の認定申請の相談窓口を設けるなど事前相談体制を充実するとともに、審査体制を強化します。

（2）所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ

寄附金控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げます。

（注）上記の改正は、平成22年分以後の所得税について適用します。

8. 納税環境整備

〔国税〕

（1）租税に関する罰則の見直し

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則（国税関係）について、次の措置を講じます。

① 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

イ 脱税犯に係る法定刑の引上げ

（イ）直接税及び間接税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を10年（現行5年（源泉所得税に係るものは3年））に引き上げます。ただし、航空機燃料税及び電源開発促進税については5年（現行3年）とし、印紙税については3年（現行1年）とします。

（ロ）直接税及び間接税等の脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）を、直接税及び消費税については1,000万円（現行500万円）に、間接税等（消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税を除く。）については100万円（現行50万円（印紙税は20万円））にそれぞれ引き上げます。ただし、源泉所得税不納付犯に係るものは200万円（現行100万円）とし、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係るものは100万円（現行50万円）とします。

ロ 所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものを加えます。

- ハ 滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限を、納税者又はその財産を占有する第三者については 250 万円（現行 50 万円）に、これらの者の相手方については 150 万円（現行 30 万円）にそれぞれ引き上げます。
- ニ 所得税（源泉所得税に係るもの）、航空機燃料税及び電源開発促進税の納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間は、代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとします。
- ② 秩序犯に係る法定刑の引上げ等
- イ 秩序犯に係る法定刑の引上げ
- (イ) 間接税等の申告書不提出犯、検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、記帳義務違反犯、免税物品の不正譲受渡犯及び免税用途外消費等の秩序犯（印紙税法 25 条 2 号、26 条に規定するものを除く。）並びに国税徴収法に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、直接税と同様に、1 年以下の懲役刑を設けます（現行は罰金刑のみ）。
- (ロ) 直接税及び間接税等の秩序犯並びに国税通則法、国税徴収法、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、清酒製造業等の安定に関する特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、罰金刑の上限を 50 万円に引き上げます。ただし、印紙税法（25 条 2 号、26 条）、国税通則法（126 条）及び租税特別措置法（66 条の 4 第 12 項、68 条の 88 第 11 項）に規定するものは 30 万円とします。
- (ハ) 納税貯蓄組合法（14 条）及び清酒製造業等の安定に関する特別措置法（19 条）に規定する過料の上限を 10 万円に引き上げます。
- ロ 申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合を加えます。
- ハ 間接税等に設けられている科料規定を廃止します。
- ③ 税務職員の守秘義務違反（秘密漏洩）に対する罰則の見直し
- イ 現行の所得税法等に規定されている守秘義務違反に対する罰金刑の上限を 100 万円（現行 30 万円）に引き上げます。

ロ 国税通則法に、国税の調査に関する事務に従事している職員（従事していた職員を含む。）の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を設け、現行の所得税法等の規定を承継（削除）するほか、現在その規定がない間接税等の調査に関する事務、国税の犯則事件の調査及び国税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含めます。

④ その他所要の規定の整備を行います。

（注1）以上全体につき別紙6参照。

（注2）「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいいます。

（注3）上記の改正は、平成22年6月1日以後にした違反行為について適用します。

（2）その他

資金決済に関する法律の制定に伴い、国外送金等に係る調書の提出義務者となる金融機関の範囲に資金移動業者を追加します。

9. 租特透明化法（仮称）等

〔国税〕

租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立てる仕組みを構築するため、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査やその結果の国会への報告等について定める「租特透明化法案（仮称）」を平成22年の通常国会に提出します。

※「租特透明化法案（仮称）」の概要については、別紙3参照

〔地方税〕

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定める地方税法改正案を平成22年の通常国会に提出します。

※地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要については、別紙4参照

10. 関税

(1) 暫定税率等の適用期限の延長

平成 21 年度末に適用期限が到来する暫定税率(415 品目)、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置（牛肉についての発動基準の特例を含む。）について、来年の妥結を目指しているWTOドーハ・ラウンド交渉で関連事項が交渉対象となっていること等を踏まえ、適用期限を1年延長します。

(2) 罰則水準の見直し

昨今の関税ほ脱犯の悪質・巧妙化や覚せい剤等不正薬物の乱用に対する国民の危機感の一層の高まりに対応すべく、関税に関する罰則について、次の措置を講じます。

① 関税ほ脱罪に係る法定刑の引上げ

関税ほ脱罪の既遂・未遂に係る懲役刑の上限を10年（現行5年）に、罰金刑の上限（定額部分）を1,000万円（現行500万円）にそれぞれ引き上げます。

② 輸入禁止品輸入罪等に係る法定刑の引上げ

イ 輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及び輸入禁止品を保税地域に置く等の罪（トランジット罪）の既遂・未遂に係る懲役刑の上限を10年（現行7年）に引き上げます。

ロ 輸入禁止品輸入罪及び輸出禁止品輸出罪（知財侵害物品等）の既遂・未遂に係る罰金刑の上限を1,000万円（現行700万円）に引き上げます。

ハ トランジット罪の既遂・未遂に係る罰金刑の上限を、麻薬類等については1,000万円（現行700万円）に、知財侵害物品等については700万円（現行500万円）にそれぞれ引き上げます。

③ 密輸貨物運搬罪に係る法定刑の引上げ

イ 密輸貨物運搬罪に係る懲役刑の上限を、関税ほ脱罪、輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及びトランジット罪に係る貨物については5年（現行3年）に、無許可輸出入罪に係る貨物については3年（現行2年）にそれぞれ引き上げます。

ロ 密輸貨物運搬罪に係る罰金刑の上限（関税ほ脱罪に係る貨物にあっては定額部分）を、関税ほ脱罪、輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及びトランジット罪に係る貨物については500万円（現行300万円）に、無許可輸出入罪に係る貨物については300万円（現行200万円）にそれぞれ引き上げます。

(注) 上記(2)の改正は、平成22年6月1日以後にした違反行為について適用します。

11. 検討事項

〔国税〕

- (1) 非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る税制上の措置については、現行の事業承継税制の定着を図る中で、その利用状況や、信託を利用した事業承継の実態及び税制上の措置の必要性等を踏まえ、引き続き検討を行います。
- (2) 外貿埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産の登記に係る登録免許税については、4つの公社（財団法人大阪港埠頭公社、財団法人神戸港埠頭公社、財団法人横浜港埠頭公社及び財団法人名古屋港埠頭公社）の株式会社化に対する取組状況等を踏まえ、引き続き検討を行います。
- (3) 郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成21年10月20日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、所要の検討を行います。
- (4) 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置及び揮発油税法等における石油化学製品製造用揮発油に係る免税措置については、地球温暖化対策との関係、制度が導入された際の趣旨の整理と今日的な評価、対象企業・関連産業の国際競争力に与える効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行います。
- (5) 市民公益税制プロジェクト・チームの設置
第3章でも述べたとおり、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて、寄附税制や公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制について、専門的・総合的観点から検討します。その際、次の項目についても、併せて検討します。
 - ① 認定NPO法人の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出（繰入れ）をした金額をその収益事業に係

- る寄附金の額とみなして寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める制度（いわゆる「みなし寄附金制度」）に係る損金算入限度額の引上げについては、他の公益法人における「みなし寄附金制度」とのバランス等も踏まえつつ検討します。
- ② 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討します。
 - ③ 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充については、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを含むこれまでに行った制度拡充の効果の検証を行うとともに、寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについては、執行面の問題などを検討します。
 - ④ 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設については、特定の団体への寄附のみを税額控除化することの適否を検討します。

〔地方税〕

- (1) 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲について、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて検討します。
- (2) 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ます。
- (3) 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。
- (4) 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、移行状況や施設の使用・経営実態等を調査したうえで、平成22年度に結論が得られるよう必要な検討を行います。

〔国税・地方税共通〕

(1) 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成 23 年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します。

(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。